

4月1日採用

湖南省特定業務等任期付職員と 嘱託・臨時職員を募集します

☎ 人事課(東庁舎) (〒520-3288住所記載不要) ☎71・2312 FAX72・1146

特定業務等任期付職員

試験区分		技術職(建築)
採用予定人数		1人
任期		3年(勤務成績を考慮して最長で5年を超えない範囲で更新する場合があります。)
受験資格	年齢	昭和33年4月2日以降に生まれた人
	資格等	1級または2級建築士の資格を所有している人で、建築士としての職務経験を3年以上有する人
受験申込書		人事課で配布するほか市ホームページからダウンロードできます。
受付期間		1月11日(金)までの午前8時30分～午後5時15分(1月3日、土・日曜日を除く。) ※郵送は締切日必着

嘱託・臨時職員

募集職種

一般事務、保育士など

応募資格

昭和24年4月2日以降生まれの人
※職種により必要資格が異なります。

申込方法

1月11日(金)までに申込書を直接か郵送(必着)で☎へ

※申込書は、☎、市民課分室(西庁舎)に置いてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※詳しくは、市ホームページかハローワークで確認してください。



あけましておめでとうございます。どちらさまも輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は市政に格別のご理解とご協力をいただきありがとうございました。皆さまのおかげをもちまして、湖南省政は大過なく平成31年を迎えることができました。

国政に目を転じますと、年末には幼児教育・保育無償化の財政負担で一定の決着がつかしました。政府による露骨な自治財政権への介入に、市民生活全体に責任を持つ全国市長会としては強く反発したところです。

また、入管法の改正が十分に議論されないまま国会で可決されましたが、過去の入管法改正以降、多文化共生社会づくりに苦慮してきた湖南省市としては、とても心配をしています。

今回の法改正では、ルーツをわが国に持つ日系外国人でも



なく、技能労働者でもない、いわゆる「単純労働」と分類された分野に従事する外国人の受け入れを可能としました。

就職氷河期のために家庭を持つだけの十分な経済的果実を得られなかった世代があるにもかかわらず、経済が好転したからといって、こうした世代を置き去りにしたまま安価な労働力を外国に頼ることが最良の選択肢なのかどうかは判断が分かれるところです。

一方で、いったん国内に受け入れた外国人労働者は、地域においては生活者となり、地域社会との摩擦が引き起こされること予想されます。政府がどこまで責任を持った対策を講じることができかが課題となっております。

そうしたなか、社会福祉法人八起会には、一足先にEPA連携を活用して、インドネシアとフィリピンから介護福祉士候補生が来日しており、年末には頑張っている姿を拝見しました。

湖南省市では、多文化共生の取り組みが進み、異なる文化を互いに認め合う土壌ができていますが、さらに新しくやってくる外国人に対する心構えも必要となつてきます。